

臨時種畜検査を実施します

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条に規定する臨時種畜検査を、次のとおり実施します。

詳細は、所轄の家畜保健衛生所へお問い合わせください。

1 検査対象種畜

疾病その他やむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが令和六年度に行った定期種畜検査を、受けることができなかった牛、馬及び豚の雄であつて、種付け又は家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。ただし、豚にあつては、家畜人工授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供しようとするものに限る。

2 検査の期日及び場所

令和七年五月二十三日から令和八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する期日及び場所とする。

参 考

○家畜改良増殖法

第四条

牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精（家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。）の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取の用に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（省略）

二 疾病その他やむを得ない事由によってセンターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

○家畜改良増殖法施行規則

第二条

センターは、定期検査及びセンターの臨時検査の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

2 都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査（以下「地方の臨時検査」という。）の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

福島県内の家畜保健衛生所

各家畜保健衛生所の所在地及び管轄区域

家畜保健衛生所名	所在地	上段：電話番号 下段：FAX 番号	管轄区域
中央家畜保健衛生所	〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺 字新屋敷 114-12	0247-57-6131 0247-57-6144	郡山市、いわき市、 白河市、須賀川市 田村市、岩瀬郡、 西白河郡、東白川郡、 石川郡、田村郡
県北家畜保健衛生所	〒960-8132 福島市東浜町 5-18	024-531-1301 024-531-6810	福島市、二本松市、 伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡
会津家畜保健衛生所	〒965-0077 会津若松市高野町大字 上高野字村前 90	0242-25-0599 0242-25-0799	会津若松市、 喜多方市、南会津郡、 耶麻郡、河沼郡、 大沼郡
相双家畜保健衛生所	〒975-0033 南相馬市原町区高見町 1-276-1	0244-24-3451 0244-24-3614	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡